

## 改良土の利用を再開します

川崎市では市内公共工事から発生する建設発生土のリサイクルを推進するため、「横浜改良土センター」にて生産された改良土を埋め戻し材として利用していましたが、東日本大震災に伴う放射性物質の放出の影響により、利用を自粛しておりました。

この度、国が示している放射性物質濃度の基準値を安定的に下回ったことが確認されたため、平成30年3月末に利用自粛を解除し、4月以降、順次利用を再開しますので、お知らせします。

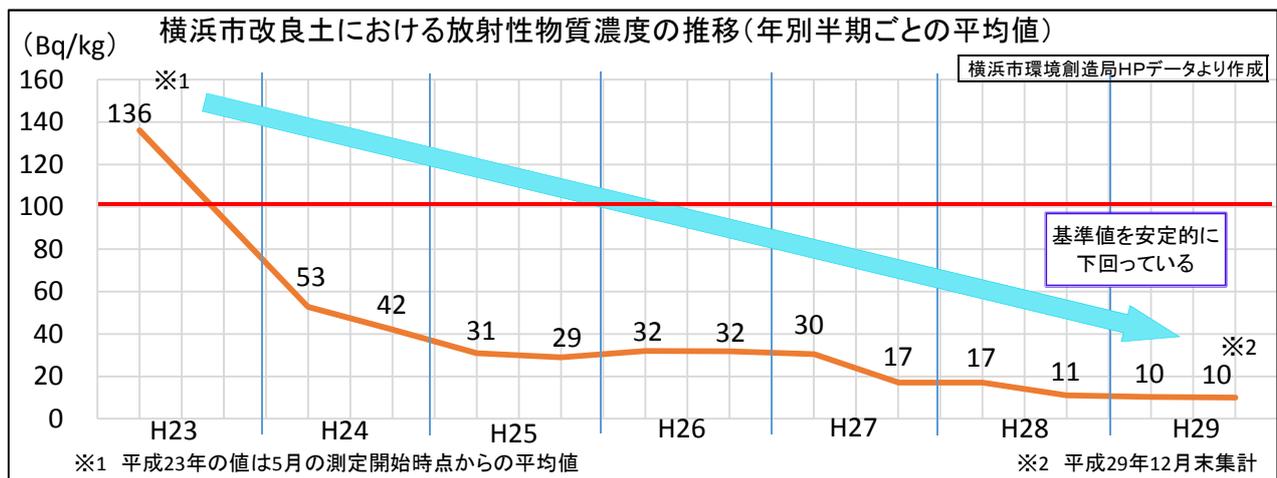
### 1. 経緯

- 平成4年10月 川崎市土質改良プラントの運用を開始
- 平成22年3月 川崎市土質改良プラントは借地契約満了により、運営を終了
- 平成22年4月 横浜改良土センターの利用を開始
- 平成23年3月 **東日本大震災が発生**
- 平成23年5月 横浜改良土センターが放射性物質濃度のモニタリング調査を開始
- 平成23年6月 国が上下水処理等副次産物についての考え方を通知

○横浜改良土センターでは、生産過程で下水汚泥焼却灰を使用していることから、改良土は上下水処理等副次産物にあたる。  
○平成23年6月に国の上下水処理等副次産物についての考え方（放射性物質濃度の基準値 100Bq/kg 以下）が示され、同月における改良土の放射性物質濃度が基準値を超えていた。

平成23年6月  
**利用自粛**

### 2. 改良土における放射性物質濃度の推移



- 横浜改良土センターで生産される改良土における放射性物質濃度が基準値を安定的に下回っている。

### 3. 利用自粛の解除および再開

平成30年3月末  
横浜改良土センターの  
**利用自粛を解除**

平成30年4月以降  
**改良土の利用再開**